

みどり市立学校適正規模・適正配置に係る
東地区の方向性について
(答申案)

令和8年7月

みどり市立学校適正規模・適正配置東地区検討委員会

目次

はじめに

第1部 東町の現状

- 1 みどり市町別の人口の現状
 - (1) 町別の人口推移
 - (2) 東町年齢3区分別人口の推移
- 2 東町の小中学校の現状
 - (1) 東町の適正化について
 - (2) 児童生徒数の推移
- 3 保小中一貫教育校の推進について

第2部 答申 望ましい学校適正規模・適正配置等

- 1 諮問1 学校の適正な規模に関すること
諮問2 学校の適正な配置に関すること について
- 2 諮問3 少子化に対応した魅力ある学校づくりに関すること
諮問4-1 その他、教育委員会が必要と認めること（保小中一貫教育の推進）
について
- 3 諮問4-2 その他、教育委員会が必要と認めること（給食提供方式）について
- 4 こどもの意見表明権（こども基本法、子どもの権利条約）に関すること

第3部 資料編

はじめに

全国的な人口減少や少子化に伴い、みどり市においても、将来的には市内の多くの学校が小規模となることが予測されています。このような状況から今後、学校間における教育環境の格差や教育上または学校運営上の様々な課題が考えられます。

これらの課題に対処するため、みどり市教育委員会では、令和5年度に「みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会」を設置し、委員会から答申を受け、令和7年1月に、この答申を踏まえて基本方針を定めました。この基本方針に基づき、学校規模及び学校配置の現状と課題は地域ごとに大きく異なっていることから、市内3町別に「地区別検討委員会」を組織し、地域の実情に応じた具体的な検討を進めていくこととなりました。

東地区では、児童生徒数の減少により、令和4年度からあずま小学校と東中学校を合わせた義務教育学校として「あずま小中学校」がスタートしました。小規模特認校制度を導入し、笠懸地区や大間々地区からも児童生徒を受け入れられるようになっていきます。

また、本市の東地域活性化を推進するための計画「東プロジェクト」において、「保育・義務教育を核とした東地域の振興」を掲げ、保小中一貫教育校の立ち上げ準備を進めています。小規模校の「よさ」を生かし「課題」を補う方策や、東町の自然や特性を最大限に生かした体験活動、保育園や地域との効果的な連携等、魅力ある学校づくりを推進していくことで、東地区に児童生徒が集まり、さらには移住定住にもつながっていくと期待されます。

これらのことについて幅広くかつ具体的に検討するために、みどり市教育委員会は、令和7年7月にみどり市立学校適正規模・適正配置東地区検討委員会（以下「本委員会」という）に対して、東町におけるみどり市立学校の適正規模及び適正配置等について諮問を行いました。

この諮問を受け、本委員会では、よりよい教育環境の構築と質の高い学校教育の実現を目指し、少子化に対応した魅力ある学校づくりや保小中一貫教育の充実等について協議し、本委員会としての望ましい方向性をまとめ、答申内容を決定しました。

本答申は、あずま小中学校の学校運営協議会において、更なる具体的な検討を継続していく際のベースになるものであると考えています。検討の際には、保護者、地域住民、学校関係者が想いを一つにし、一人ひとりの子どもたちを大切にしたいよりよい教育環境をどのように整えるべきか、保育園や地域との連携をどのように推進していくべきかを慎重に検討していただきたいと思います。

みどり市教育委員会には、これを機に、児童生徒一人ひとりを大切にしたいよりよい教育環境及び教育条件を整備し、魅力ある学校づくりへとつなげていただくことを期待し、ここに答申いたします。

令和8年7月22日
みどり市立学校適正規模・適正配置東地区検討委員会

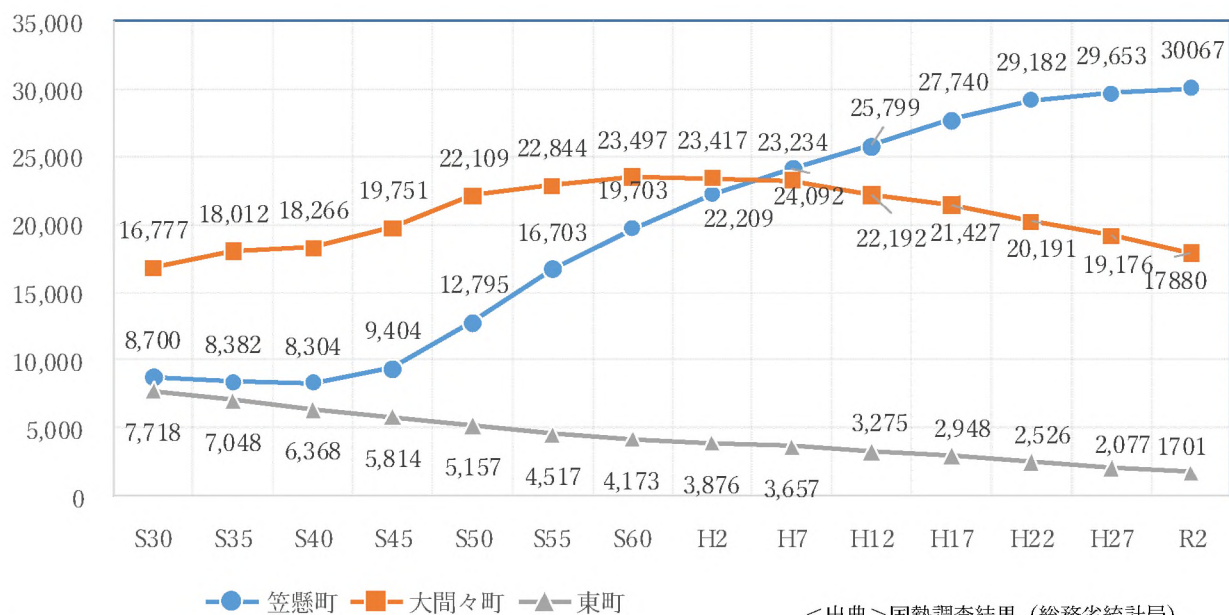
第1部 東町の現状

1 みどり市町別の人口の現状

(1) 町別の人口推移（国勢調査人口）

町別の人口推移を見ると、笠懸町は、S45年以降急激に人口が増加し続け、R2年には3万人を超えました。以降は緩やかに減少傾向にありましたが、R8年に再び増加に転じています。大間々町は、H2年までは市内で最も多くの人口を有していましたが、S60年をピークに近年は減少傾向にあり、H27年には2万人を下回りました。東町は、S25年以降一貫して人口減少が続いており、R2年には2,000人を下回り、70年間で4分の1以下まで減少しています。

みどり市人口推移（町別）

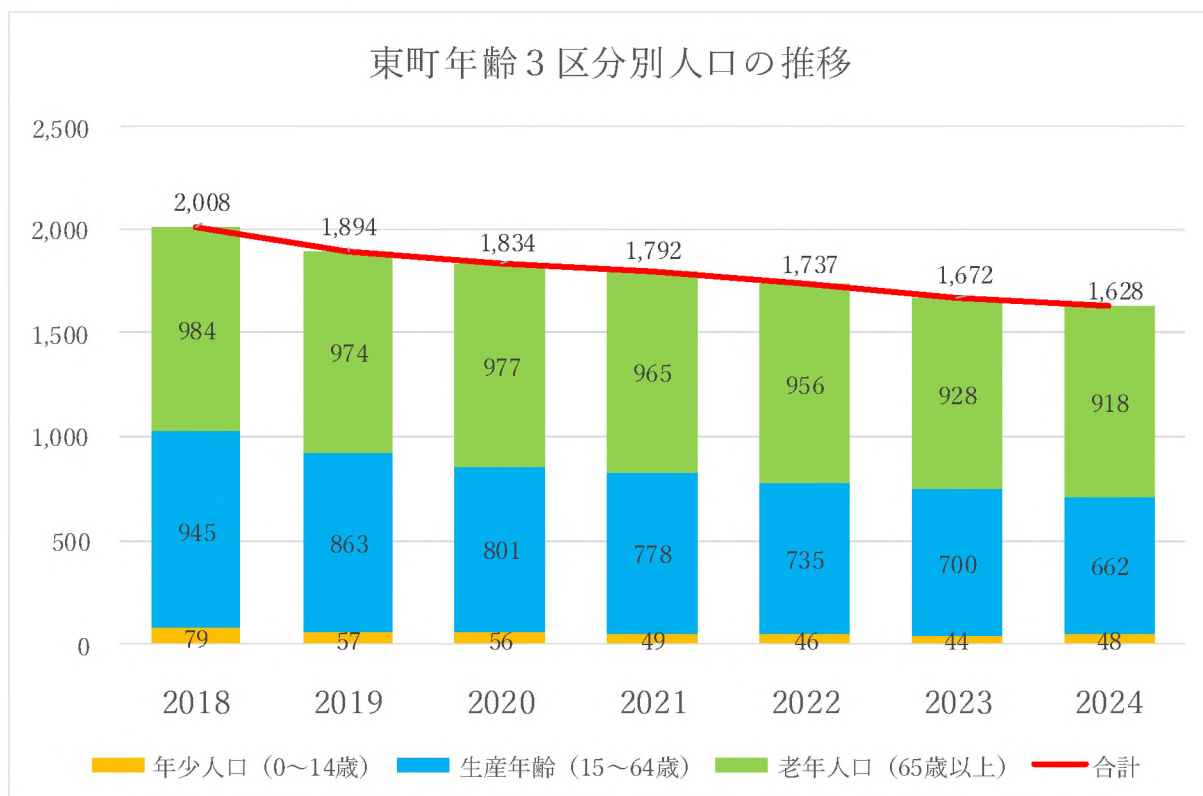


<出典>国勢調査結果（総務省統計局）

（２） 東町年齢３区分別人口の推移

2018年（平成30年）から2024年（令和6年）の年齢３区分別人口推移を見ると、生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）及び年少人口（15歳未満の人口）が減少し、その結果高齢化が進んでいる状況です。人口減少のなか、老年人口（65歳以上の人口）の比率が高まっており、2024年（令和6年）には65歳以上の人口割合（高齢化率）が56.4%となり、2人に1人以上が65歳以上という状況になっています。

そこで、本市では、人口減少対策及び移住・定住促進に向けた施策として「みどり市子育て移住支援金」「若者Uターン支援金」「結婚新生活支援金」「東町空き家改修補助金」の制度を令和7年7月から開始し、こども未来基金を活用した「切れ目のない子育て施策」と併せて東町の活性化を進めています。



<注記>各年4月の住民基本台帳人口より作成。

※国勢調査は住民基本台帳への登録とは関係がない実態調査なので、住民票を残したまま遠方の大学近くに住んでいる、単身赴任をしているなどの理由により、（１）と（２）の人口の数値には差異が生じます。

2 東町の小中学校の現状

(1) 東町の適正化について＜適正化の経緯＞

- ① あずま小学校及び東中学校は、児童生徒数の減少により、学校運営上の課題が大きくなり、早急な対応を求められていました。

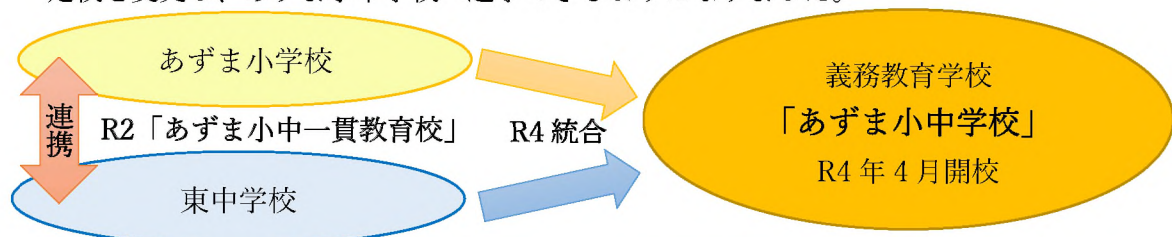


- ② 義務教育学校への前段階として、令和2年度から小中が隣接した立地を生かし「あずま小中一貫教育校」がスタートしました。1年生から9年生までの一貫性と連続性をもった教育の推進や学校運営協議会を設置し地域とともに子供たちを育てるコミュニティ・スクール、ICTを活用した遠隔学習、教科担任制の実施、英語教育の充実等に取り組んできました。また、小中学校間で職員が交流し、連携授業や合同校内研修を行うなど、学校行事を含めた小中連携を図ってきました。

(連携の例) 連携授業、合同校内研修、合同運動会、合同避難訓練、部活動クラブ活動連携、東咲祭（地域の方を講師とした体験学習、親子での昼食、学習発表会など）



- ③ 令和4年度からは、旧あずま小学校の校舎を改修し、みどり市初の義務教育学校である「あずま小中学校」として新たなスタートを切りました。また、「小規模特認校制度」により、みどり市在住の学齢期の児童生徒であずま小中学校への通学を希望する場合は、指定校を変更し、あずま小中学校へ通学できるようになりました。



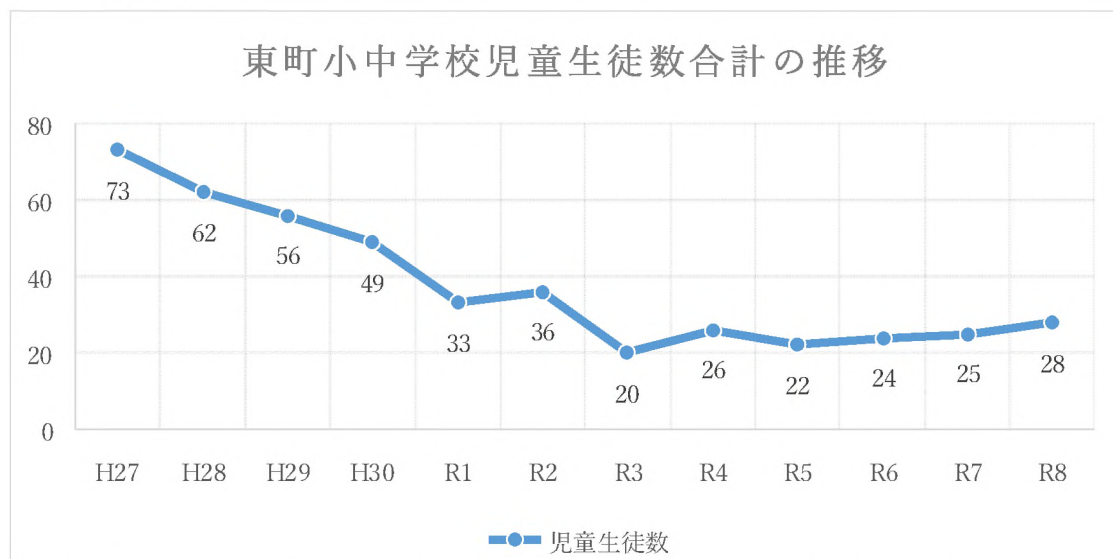
＜あずま小中学校の特色ある取組＞

- 小中学校教員の一体的な指導や教科担任制の導入により、9年間の系統性や継続性を意識した教育を実施。
- 1年生から9年生までの児童生徒が交流することにより、豊かな心を育む。
- 全学年で45分授業の実施や「プラスあずま」の時間を設定するなど、自由度の高いカリキュラム編成により、あずま小中学校ならではの特色ある教育を実施。



(2) 児童生徒数の推移

東町の人口減少に伴い、児童生徒数も減少傾向にありました。年度によっては在籍児童生徒がいない学年もありました。しかし、令和4年度に義務教育学校となり、小規模特認校制度を導入してから、東町外から通学する児童生徒が増えてきており、在籍児童生徒数も増加傾向に転じています。他市及び他県からも問合せがあり、今後もゆるやかに増加していくことが予想されます。



<注記>R3まではあずま小学校と東中学校の児童生徒数の合計。R4からはあずま小中学校の児童生徒数の合計。
各年度4月7日現在の在籍児童生徒数により作成。

あずま小中学校	R4	R5	R6	R7	R8
在籍児童生徒数（人）	26	22	24	25	28
東町外から通学する児童生徒数*（人）	5	2	4	10	14

*地域別の内訳

市 内	笠懸町（人）	3	2	3	7	7
	大間々町（人）			1	2	5
市 外	桐生市（人）	2				
	前橋市（人）				1	1
	伊勢崎市（人）					1

※市内からは小規模特認校制度を、市外からは区域外就学を利用

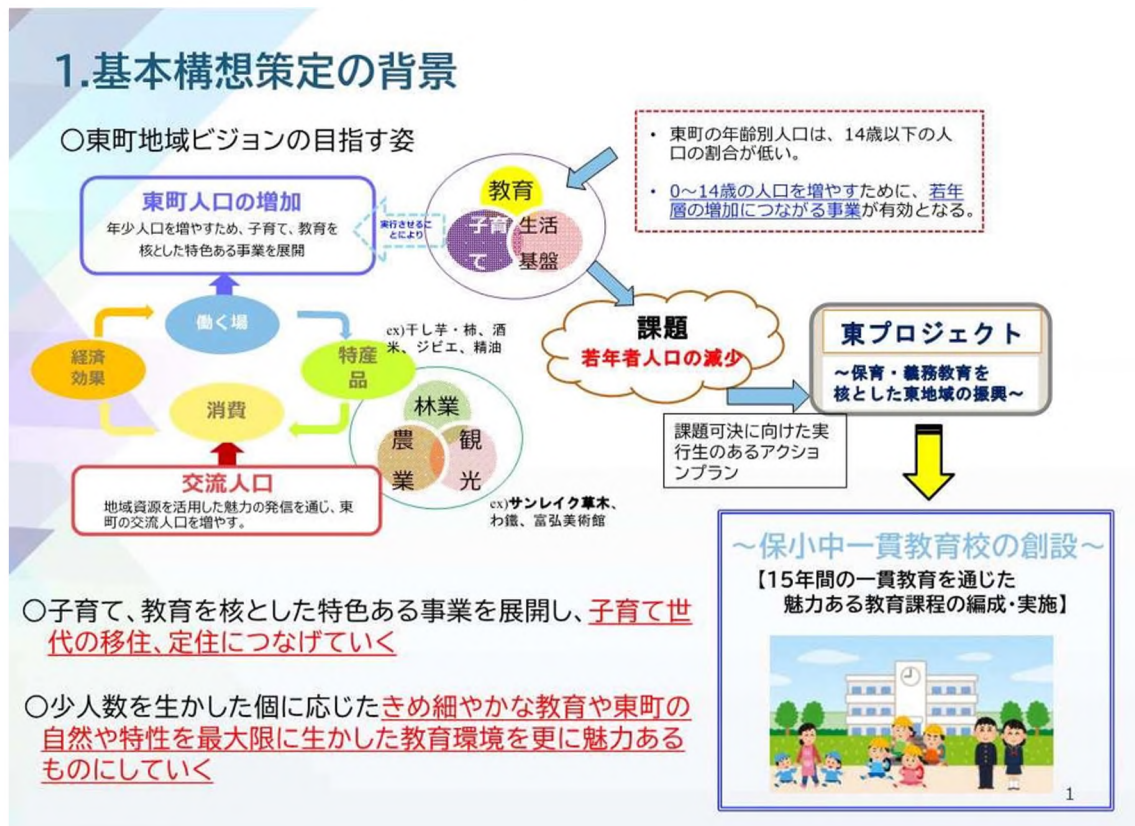
<参考>

「区域外就学」…住民票登録地（住所地）の自治体とは異なる市町村の学校へ通学する制度。本来は指定校への就学が原則であるが、やむを得ない事情がある場合に限り、両教育委員会の協議と許可を経て認められる。

3 保小中一貫教育の推進について

東町の人口は減少傾向にあり、特に年少人口（15歳未満の人口）の割合が低くなっています。それに伴い、ちえのみ保育園では園児数の減少により今後の運営が困難になり、市の財政的支援が求められました。そこで本市は、東地域活性化を推進するための計画「東プロジェクト」を立ち上げ、保育・義務教育を核とした東地域の振興のため、保小中一貫教育校を創設し、15年間の一貫教育を通じた魅力ある保育・教育課程の編成・実施していく方針を打ち出しました。子育て、教育を核とした特色ある事業を展開し、子育て世代の移住、定住につなげていくこと、そして、少人数を生かした個に応じたきめ細かな教育や東町の自然や特性を最大限に生かした教育環境をさらに魅力あるものにしていくことをねらいとしています。あずま小中学校の児童生徒数の増加や、富弘美術館のリニューアル、新しい宿泊施設（YUHO Kusagi Lakeside Stay）ができあがること等を踏まえると、保小中一貫教育の推進により東町の活性化が図れる可能性は大きいと考えます。

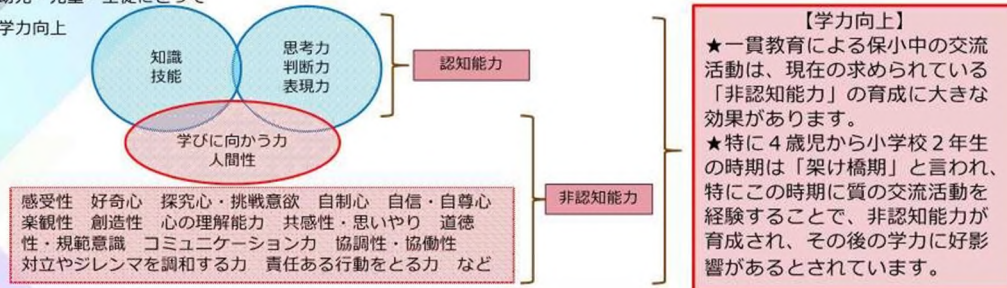
<みどり市保小中一貫教育校基本構想より抜粋>



2-1. 保小中一貫教育の意義

1 幼児・児童・生徒にとって

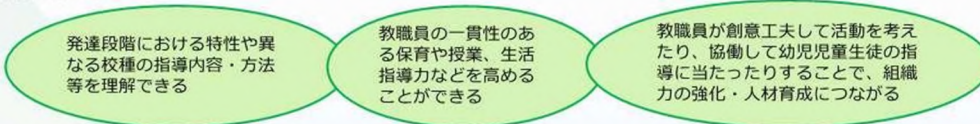
(1) 学力向上



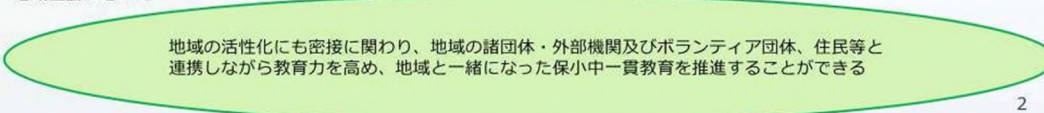
(2) 教育内容の充実



2 教職員にとって

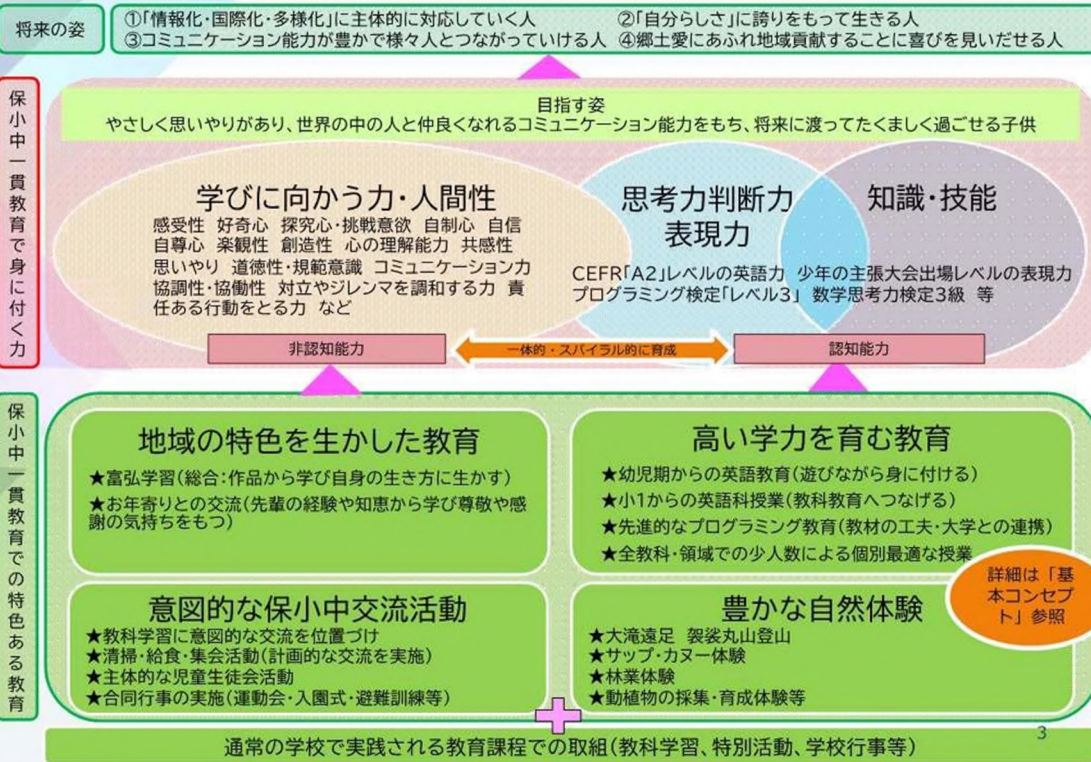


3 地域社会にとって



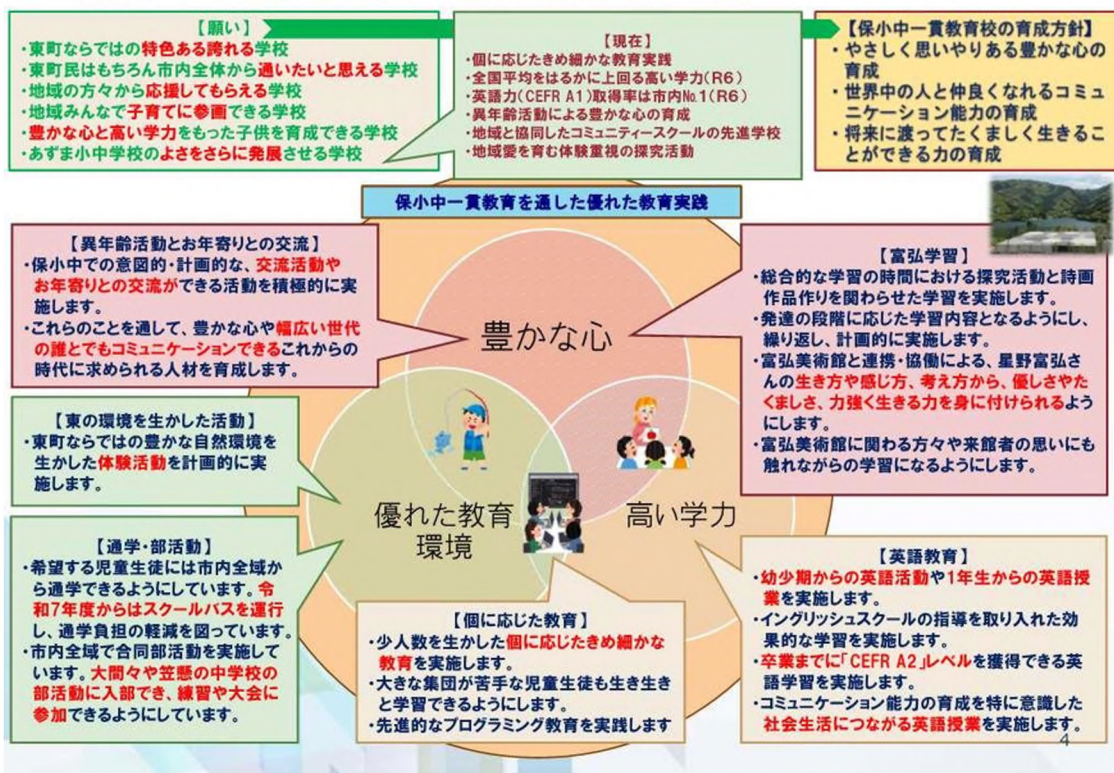
2

2-2. 保小中一貫教育校を目指す教育



3

2-3. 保小中一貫教育校による特色ある教育のコンセプト



2-4. 保小中一貫教育校による特色ある教育課程概要

(案) やさしく思いやりがあり、世界の中の人と仲良くなれるコミュニケーション能力をもち、将来に渡ってたくましく過ごせる子供

特色ある教育内容と身に付く能力	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14		
	保育園期						小学校期						中学校期				
【英語教育】 ・英語を核にした高学力 ・思考力判断力表現力 ・意欲的に楽しく学ぶ ・コミュニケーション力							学びに向かう基礎の習得			基礎的基本的事項・学ぶ楽しさの習得			活用力育成		応用力育成		
							イングリッシュスクールによる英語指導 幼児期から英語に触れ楽しむ			英語を楽しみながら 四技能を計画的に習得			CEFR「A2」レベルの資格取得・ スピーチコンテスト挑戦				
【富弘学習】 ・やさしさ・思いやり ・豊かな心・人間性 ・多様性を受け止める力 ・たくましく生きる力							存在を知る			作品を知る			作品から学ぶ		作品を味わい生かす		
												詩画作品づくり①			詩画作品づくり②	将来の生き方を 詩画作品に表す (英語)	
【DXプログラミング教育】 ・情報を正しく使える力 ・筋道立てて考える力													単元で学ぶ必修内容 各教科の学習を深める内容 クラブ活動で扱う進んだ内容				
														大学等との連携によるプログラミングイベント参加			
														プログラミング能力検定にチャレンジ			
【保小中交流活動】 常時活動 主体的児童会生徒会活動 学校行事等 教科等での意図的交流例 【高齢者との交流】 【自然を生かした体験】 ・豊かな心・人間性 ・多様性を受け止める力 ・社会で役立つコミュニケーション力 ・たくましく生きる力	常時活動：清掃や給食の手伝い・補助・集会活動等																
	主体的な児童・生徒会活動：児童会・生徒会の発案による主体的な交流活動																
	学校行事等：合同運動会・合同入園式・職場見体験・避難訓練等																
	1. 2年生生活科 「季節の発見」 「春の遊び」 「学校に招待」			3・4年国語 国児が楽しく遊べる物を創ろう			5. 6年 体育科 国児と縄跳びをしよう！			7・8年 技術科 国児が遊べるプログラミングに挑戦！			9年 家庭科 幼児の生活と家族				
	【高齢者との交流テーマ】 昔の遊びを一緒にやろう					【高齢者との交流テーマ】 お年寄りから学ぼう					【高齢者との交流】 お年寄りをサポートしよう						
	大滝遠足 カヌー・サップ体験 寝釈遠足 製法丸山登山 林業体験 など																

第2部 答申

望ましい学校適正規模・適正配置等

- 1 諮問1 学校の適正な規模に関すること
- 諮問2 学校の適正な配置に関すること について

答申① 義務教育学校として、みどり市立あずま小中学校を存続させる。

- 2 諮問3 少子化に対応した魅力ある学校づくりに関すること
- 諮問4-1 その他、教育委員会が必要と認めること（保小中一貫教育の推進）
について

答申② 個別最適な学びを通じた個を伸ばす教育を実践し、情報化・国際化・多様化に主体的に対応できる児童生徒を育成していく。

答申③ 保小中一貫教育については、他ではできない特色ある教育として明確なビジョンをもって推進していくことが望ましい。

答申②及び答申③の実現に向け、以下のことを参考に進めてほしい。

【主に答申②について】

1. 質の高い教育による「選ばれる学校」づくり

個々の能力を最大限に引き出す教育を実践し、その実績を対外的に示していくことで、町内はもとより他の地域からも「この学校に通わせたい」と思われる魅力的な教育環境を目指してほしい。特に、知識・技能や思考力といった「認知能力」に加え、人間性や学びに向かう力などの「非認知能力」までを包含した、真に高い学力を学校教育の中で保障することで、塾などの学外教育に頼らずとも、子どもたちが自立して高い素養を身に付けられる体制を整えてほしい。

2. 地域資源を活かした実践的な学びの展開

地域の自然、人材、伝統、文化などを「生きた教材」として積極的に活用し、教科書だけでは得られない実体験を重視した豊かな教育活動を展開してほしい。こうした地域学習を通じて、他者と協働することの大切さを肌で感じ、同時に自分自身の良さや個性に気づくことができるような実践を積み重ね、子どもたちの自己肯定感と社会性を育んでほしい。

3. 学校を核とした地域コミュニティの活性化

学校を地域住民の交流の拠点と位置づけ、学校と地域が一体となる仕組みを構築してほしい。具体的には、運動会を「地域運動会」として合同開催するなど、行事を核とした連携を強化するとともに、校内に「地域連携室」を設けて住民が気軽に集える居場所の創出を検討し、子どもがいる家庭だけでなく、地域全体が学校に関心を持ち、相互に支え合えるような「地域による学校づくり」の推進を望む。

4. 交流人口の拡大と定住促進に向けた施策

地域の活性化と人口減少対策の一環として、短期の山村留学などの受け入れ事業を積極的に実施し、外部からの人の流れを創出してほしい。また、参加のハードルを下げるために経済的な支援策も併せて検討し、地域の教育環境を大きな強みとして活用することで、将来的な定住人口の増加や地域の活性化につなげていてほしい。

【主に答申③について】

1. 保小中一貫教育の深化と相乗効果の追求

保小中一貫教育の意義を最大限に活かすため、保育園から中学校までの交流活動の計画と内容をより一層充実させてほしい。まずは保育園や各学校がそれぞれの本来の役割を十分に果たした上で、保育課程と教育課程の整合性を図り、一貫教育ならではの接続の良さを活かした交流活動を模索し、教育・保育の質の向上に向けた相乗効果を生み出すことを望む。

2. 円滑な移転・運営に向けた協働体制の確立

保育園の移転に伴って生じる通園方法の確保や、怪我・病気への対応といった安全面の懸案事項については、一つひとつ丁寧に協議を重ね、保護者の不安を解消する解決策を導き出してほしい。また、学校運営協議会などを活用し、園・学校・教育委員会が密接に連携・協働する体制を整え、具体的かつ継続的で質の高い学校運営を推進してほしい。

3. 広報による地域の魅力向上と定住促進

保育と教育の連携を強化することで地域の教育的価値を高め、それを東町の活性化や人口増加の原動力へと繋げてほしい。また、あずま小中学校の魅力を子育て世代や地域住民に広く周知するため、市内の他校へのポスター掲示やオープンスクールの実施など、広報活動を展開し、選ばれる地域としての情報発信にも注力してほしい。

3 諮問4-2 その他、教育委員会が必要と認めること（給食提供方式） について

答申④ みどり市立学校の給食提供方式については、センター方式の継続とする。

答申④に関しては、以下のことを参考に進めてほしい。

- ・学校給食法の第2条（学校給食の目標）を再確認し、目標が達成されるよう努めてほしい。
- ・栄養教諭を中心に食に関する指導を充実させ、食育の推進に努めてほしい。そのために、栄養教諭又は学校栄養職員の配置（増員）について検討してほしい。
- ・学校長は、食に関する指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けながら食に関する指導の全体計画を作成し、丁寧に運営して行ってほしい。

<参考>

【学校給食法】

第1章 総則 第2条（学校給食の目標）

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

第3章 学校給食を活用した食に関する指導 第10条

栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

4 こどもの意見表明権（こども基本法、子どもの権利条約）に関すること

学校規模・配置の適正化等の検討にあたり、「こどもの意見表明権（こども基本法、子どもの権利条約）」を考慮し、あずま小中学校の児童生徒の意見を十分聞くことが大切です。具体的には以下のことについて意見を聞き、今後の方針を決定していく際に十分配慮することが望ましいと考えます。アンケートや児童生徒総会等、定期的かつ継続的に意見聴取の機会を設けるとともに、意見がどう反映されたかフィードバックすることで、「自分たちの声で新しい学校を創っていく」という参画意識をもてるようにすることが大切だと考えます。

（質問事項の例）

◆今の学校について

- ①「今の学校の中で、一番好きな場所はどこですか？（どうして？）」
- ②「学校で一番楽しい時間はいつですか？（どうして？）」
- ③「今の学校で、『ここがもっとこうなったらいいな』と思うことはありますか？」

◆新しい学校（未来）について

- ④「友だちが今の倍くらい増えたら、どんな遊びをしてみたいですか？」
- ⑤クラスの人数が今より増える（または減る）ことについて、どう思いますか？期待することや心配なことはありますか？」
- ⑥「学校に『これだけは導入してほしい』という施設やスペースはありますか？」
- ⑦「部活動や委員会活動、クラブ活動で、『もっとこんな種類があればいいのに』と思うものはありますか？」

◆未来のビジョン

- ⑧「10年後、20年後の後輩たちが『この学校に来てよかった』と思えるのは、どんな学校だと思いませんか？」

※①～④は1～4年生、⑤～⑧は5～9年生を想定

第3部 資料編

○東町におけるみどり市立学校の適正規模及び適正配置等について（諮問）

○みどり市立学校適正規模・適正配置地区別検討委員会規則

○みどり市立学校適正規模・適正配置東地区検討委員会名簿

学教 第114号
令和7年7月30日

みどり市立学校適正規模・適正配置東地区検討委員会 委員長 様

みどり市教育委員会
教育長 保志 守



東町におけるみどり市立学校の適正規模及び適正配置等について（諮問）

みどり市立学校適正規模・適正配置地区別検討委員会規則第2条の規程により、下記事項について検討のうえ、答申いただきますようお願いいたします。

記

- 1 学校の適正な規模に関すること。
- 2 学校の適正な配置に関すること。
- 3 少子化に対応した魅力ある学校づくりに関すること。
- 4 その他、教育委員会が必要と認めること。

（諮問理由）

本教育委員会からの諮問により、令和5年度より「みどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会」を設置し、学校の小規模化や学校施設の老朽化への対応などについて、委員の皆様（保護者や学校関係者、地域住民の代表の方等）よりご意見をお聞きしながら検討を進めてまいりました。そして、令和6年8月にいただいた検討委員会の答申を踏まえ、より良い教育環境の構築と質の高い学校教育の実現を目指すために必要となる学校適正規模・適正配置及び魅力的な学校づくりに関する基本方針を定めました。

学校規模及び学校配置の現状と課題は地域ごとに大きくことなっていることから、地域の実情に応じた具体的な検討が必要な状況です。東町では、児童生徒数の減少により、令和4年度よりあずま小学校と東中学校を合わせた義務教育学校として「あずま小中学校」がスタートしました。そして現在、本市の東プロジェクトにおいて、「保育・義務教育を核とした東地域の振興」を掲げ、保小中一貫教育校の立ち上げ準備を進めています。

つきましては、あずま小中学校において、小規模校の「よさ」を生かし「課題」を補う方策や、東町の自然や特性を最大限に生かした魅力ある学校づくり、保育園や地域との連携、特認校制度や学校間ネットワークの構築等による他町との連携などについて、今後の教育環境の変化等も考慮しながら、幅広い視点から答申いただきたく、ここに諮問するものです。

みどり市立学校適正規模・適正配置地区別検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みどり市附属機関設置条例(平成18年みどり市条例第202号)第3条の規定に基づき、みどり市立学校適正規模・適正配置笠懸地区検討委員会、みどり市立学校適正規模・適正配置大間々地区検討委員会及びみどり市立学校適正規模・適正配置東地区検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、みどり市学校適正規模・適正配置基本方針に基づき、みどり市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、次に掲げる事項について具体的に調査審議し、意見の答申を行う。

- (1) 学校の適正な規模に関すること。
- (2) 学校の適正な配置に関すること。
- (3) 少子化に対応した魅力ある学校づくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者又はみどり市立学校適正規模・適正配置検討委員会の委員経験を有する者
- (2) 区長
- (3) 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)を修了する前の子どもの保護者
- (4) 市内に存する小学校、中学校又は義務教育学校の校長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から第2条に規定する所掌事務が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会にそれぞれ委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会のそれぞれを代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会のそれぞれの会議(以下この条及び次条において「会議」という。)は、それぞれの委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会のそれぞれの議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。
 - 3 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。
 - 4 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不相当と認める者
 - 5 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 私語、談笑又は拍手をしないこと。
 - (3) 撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得た場合はこの限りでない。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
 - 6 委員長は、前項各号の規定による事項に従わない傍聴人を退場させることができる。(書面による調査審議)
- 第8条 第6条第1項の規定にかかわらず、委員長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を招集することができないと認める場合は、書面による会議を開くことができる。
- 2 書面による会議の議事は、委員の過半数が当該書面による会議の議事に参与し、その委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 3 委員長は、書面による会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。
(議事録の作成及び公表)
- 第9条 委員長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。
- 2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者の職及び氏名
 - (3) 議題及び議事の概要
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項
(庶務)
- 第10条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。
(委任)
- 第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会のそれぞれに諮って定める。
- 附 則
- この規則は、令和7年4月1日から施行する。

みどり市立学校適正規模・適正配置東地区検討委員会 委員名簿

No.	委員会役職等	氏 名	所 属 (委員長～委員はR 7)	所属役職等 (委員長～委員はR 7)	備 考
1	委員長	田口 和人	桐生大学医療保健学部	准教授	検討委員 会経験者
2	副委員長	関口 渉	あずま小中学校 学校運営協議会	会長	
3	委員	栗原 孝志	みどり市区長会	区長会会計 東町第2区区長	
4	委員	小西 明	みどり市区長会	東町第4区区長	
5	委員	足立 義継	あずま小中学校PTA	会長	
6	委員	金子 栄司	あずま小中学校PTA	会計監査（元会長）	
7	委員	湯浅 正雄	ちえのみ保育園	園長	
8	委員	伊藤 明日香	ちえのみ保育園	保育士	
9	委員	前原 一男	ちえのみ保育園	保護者会前副会長	
10	委員	高瀬 康子	あずま小中学校 学校運営協議会	委員	
11	委員	小暮 真美	みどり市小中学校長会	あずま小中学校長	
12	事務局	保志 守	みどり市教育委員会	教育長	
13		鈴木 早苗	みどり市教育部	教育部長	
14		岡 研太郎	みどり市教育部 教育総務課	課長	
15		森田 修	みどり市教育部 学校教育課	課長	
16		園原 裕一	みどり市教育部 教育総務課	課長補佐	
17		知久 鉄平	みどり市教育部 学校教育課	課長補佐兼指導係長	
18		大窪 進	みどり市教育部 教育総務課施設係	係長	
19		金高 吉宏	みどり市教育部 教育総務課総務係	主幹	
20		西村 晋一	みどり市教育部 学校教育課教職員係	管理主事	



みどり市マスコットキャラクター
みどモス



みどり市立学校適正規模・適正配置東地区検討委員会

(令和7年7月～令和8年7月)
